

申告の日程

所得税の確定申告

会場▶ビエント高崎(高崎市問屋町2-7)

期間▶2月18日(月)~3月15日(金)

※土・日曜日(下記日曜相談日以外)を除く

受付時間▶午前9時~午後4時

日曜相談日▶2月24日(日)・3月3日(日)

※**困**・**㊦**では日曜相談日はありませんので、ご注意ください。

※この期間は高崎税務署には相談会場がありませんので、ご注意ください。

※確定申告会場の開設期間前は、高崎税務署内の仮設会場で対応させていただいていますが、相談スペースが狭く大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合がございます。極力ビエント高崎会場をご利用いただきますようお願いいたします。

市・県民税の申告

会場▶**困**・**㊦**

期間▶2月14日(木)~3月15日(金)

※土・日曜日を除く

受付時間▶午前9時~午後4時

※**困**・**㊦**でも簡易なものに限り確定申告の受付を行います。次のいずれかに該当する人はビエント高崎で申告をお願いします。

- 青色申告
- 譲渡所得(土地・建物・株式など)
- 外国為替証拠金取引(FX)による所得
- 修正申告・更正の請求
- 初回の住宅ローン控除
- 肉用牛の売却による所得
- 山林所得

※上記以外にも、ビエント高崎をご案内する場合がありますのでご了承ください。

所得税の確定申告と

市・県民税の申告

医療費控除は領収書が提出不要となりました

平成29年分の確定申告から、領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

※税務署から記載内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。



確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。ご自宅のパソコンなどから国税庁ホームページの「確定申告作成コーナー」を利用すれば、夜間や休日でも申告書を作成できます。

作成した申告書は添付書類を添えて郵送で提出してください。

送付先▼

〒370-8611

高崎市東町134-12 高崎税務署 宛

平成30年分の所得税の確定申告、平成31年度の市・県民税の申告時期になりました。申告が必要な人は、日時や必要書類を確認し、期限までに申告してください。申告会場は大変混雑しますので、郵送による提出がお勧めです。

困 国税務課市民税係 (☎内線1064)
㊦ 住民福祉課税務係 (☎内線2122)
高崎税務署個人課税第一部門 (☎027-322-4711)

さあ! ネットで申告



国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>